

産業合理化の現段階と労働組合（下）

——労働関係，労働基準，労使関係の
理論的枠組みのための試論——

三 好 正 巳

- 目 次
1. 開 題
 2. 現段階の産業合理化とその分析枠組み
 - (1) 現段階の産業合理化の特徴
 - (2) 産業合理化論の到達点とその分析組み
 - (3) 現段階の産業合理化が労働者に与える影響
 3. 現段階の産業合理化と労働制度
 - (1) 労働市場の「柔軟化」のための規制緩和
 - (2) 労働関係の構造化と労使関係……………（以上前号）
 - (3) 産業構造調整と国際労働基準……………（以下本号）
 4. 産業合理化と労働組合
 - (1) 労働者階級状態の規定要因
 - (2) 現代資本主義の危機と労働運動
 - (3) 現段階の産業合理化と労働運動
 5. 結 語

（3）産業構造調整と国際労働基準

現代の国家機能の把握のためには、規制緩和と国家間の相互依存を軸とした現実認識をよりどころにする必要がある。規制緩和は、いうまでもなく法的規制の自由競争の市場原理にもとづく緩和である。「公的規制については、これまで必要な役割を果たしてきたものの、もはや我が国の経済力が世界有数のものとなり、個人・企業を通じ民間部門が自立能力を高め、内外の問題に主体的に取り組み得る活力に溢れた社会経済活動の担い手となってきた今日、これら公的規制がかえって、我が国経済社会の発展の原動力である民間部門の活

力発揮の妨げとなる面も生じてきている」（臨時行政改革推進審議会事務局監修『規制緩和——新行革審提言——』、ぎょうせい、1988年、4ページ）という。こうして公的規制は、今日その政策的役割を変化させたとし、公的規制にたいする見直しでは、「臨調・旧行審答申を踏まえるとともに、経済構造調整の推進という観点」から、「国民生活の質的向上」、「産業構造の転換」、「国際的調和」が重視される（前掲『規制緩和——新行革審提言——』、9ページ）。

個別産業への介入は極力排除するか、調整過程の摩擦緩和策に限るなど、経済運営は、市場原理を基本として進めるべきとし、産業構造調整にとって規制緩和の必要性が説かれる。新・旧の前川レポートにおいて、この趣旨は貫かれる。すなわち旧前川レポート（「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」、1986年4月）は、「経常収支不均衡を国際的に調和のとれるように着実に縮小させることを中期的な『国民的政策目標』」とし、「構造調整という画期的な施策を実施し、国際協調型経済構造への変革を図る」としている。そして「市場原理を基本とする施策を行う。そのため、市場アクセスの一層の改善と規制緩和の徹底的推進を図る」という。また新前川レポート（「経済審議会経済構造調整特別部会報告——構造調整の指針——」、1987年4月）も、同じ政策目標のもとで、「構造調整を進めるための当面の行動指針」の中に規制緩和をあげている。

またこのレポートでは、大幅な経済収支不均衡、経済摩擦の激化は、「相互依存関係にある世界経済の中で生じているものである」（「新前川レポート」前文）と認識されている。経済収支不均衡の是正は、そこで我が国一国の政策対応のみで達成されるものではなく、米国の財政赤字削減をはじめとする国際的な政策強調が不可欠だという。このように構造調整、そのための規制緩和は、国際経済の相互依存関係と深くかかわっている。

構造調整にとって、労働力政策ないし社会政策もまたかかわりをもつとされる。それは労働の移動性および実質賃金の弾力性が、構造調整に不可欠だからという。すなわち「労働市場が能率的に機能することは、完全雇用及び労働人口と資源一般の適当な割当てのための重要な前提条件である。それゆえ、弾力的な労働市場は円滑な構造調整のための決定的な必要条件である」（経済協力開

発機構編・日本経済調査協議会訳『積極的調整政策——先進国における産業構造調整への提言——』、金融財政事情研究会、1984年、144ページ）からである。弾力的な労働市場のための労働市場調整は、労働力の移動の促進、賃金水準の弾力性の回復、労働力需給における特定の構造的要因（ミスマッチ）の排除を内容とする。したがってこの調整は、積極的労働力政策と構造的雇用創出政策を軸とする「労働市場の柔軟化」対策となる。賃金の弾力性回復のため、最低賃金で賃金構造全体を下支えし、相対賃金に硬直性を持ち込むことに非難が浴びせられる。すなわち最低賃金の格差が、構造調整に役立つということである。「地域」と「産業（業種）」による最低賃金に格差付けが持ち込まれた最低賃金制は、まさに賃金の弾力性回復の主要な成果となる。「労働市場の柔軟性」したがって賃金の弾力性の回復は、これを国際労働基準からみた場合に、いかなる問題が生じるであろうか。

国際労働基準（international labour standards）は、ILOの条約・勧告がその主要な位置を占める。もともと国際労働基準は、「労働者の不利になる国際競争を予防し、公正競争の法典を形成する」（R. プラパン編、花見忠監訳『労働問題の国際比較』、日本労働協会、1983年、48ページ）労働に関する国際協定によって設定されたものであった。そこには労働問題への対応は、「国際的に採択された対応基準の支持なしには、個々の国で確立させることが不可能である」（同上書、47ページ）という考えがあり、それが国際労働条約を求めやがて国際労働機関の設立につながった。国際労働基準²⁾は、「基本的人権（たとえば結社の自由、強制労働の廃止や差別の撤廃）、雇用問題、労働条件、社会政策、社会保障、労使関係、女性労働、青少年保護、特別なカテゴリーの労働者の労働条件など」（ニコラス・バルティコス著、花見忠監修・吾郷真一訳『国際労働基準とILO』、三省堂、1984年、7～8ページ）の領域をカバーし、その範囲は拡大の傾向にあるという。

今日の国際競争における摩擦の激化は、先進資本主義国間に市場秩序維持協定、輸出自主規制、トリガー価格制度、政府調達政策などの貿易障壁が世界の貿易制度全体の悪化をもたらすと批判されている。発展途上国では、最低労働

基準の遵守が不当競争の危険を減少させ、国際貿易を促進するとされる。したがって国際労働基準は、先進資本主義諸国では焦眉の問題ではなくなり、そこでの問題は賃金の弾力性、国際労働基準との関係では最低賃金の格差化こそが問題にされるにいたる。もともと国際労働基準において、賃金額の国際的規制はできないとされている。賃金については、「加盟国が雇用条件に照らし、対象とすることが適当である賃金稼得者のすべての集団について適用される最低賃金制度を設置すべきことを規定している」（前掲『労働問題の国際比較』、59ページ）条約、勧告があるだけである。

国際労働基準におけるILO基準の目的は、ILOの設立当初では国際競争、平和維持、社会正義におかれていた。その後経済開発及び経済計画が重要な政策課題となるに及んで、経済的展開とともに社会的発展を促進し、社会的発展に向けての国際的行動を具体化することに貢献するものとされた。さらに資本と労働の移動が活発化する中で国際労働基準の設定が望まれ、国際労働立法の充実とともに、国際的コモン・ローとしての役割を期待されるようになった（前掲『国際労働基準とILO』、8～17ページ）。

ILOの国際労働基準は、その当初の目的およびその後期待された目的からみて、先進資本主義国における労働法制の普及が社会的正義あるいは経済的要因にたいする社会的要因の優位の主張のもとに進められたものと理解される。先進資本主義国における労働法制の普及である限り、この国際労働基準の適用および基準にたいする義務は、発展途上国にとって国内法への受容上若干の困難を生じさせる場合がある。困難は、国内的な問題ばかりではなく、国際競争の上からも発生する。この問題は、調和のとれた経済的および社会的発展を促進しうる手段としての基準設定活動ということから、発展段階の異なる諸国の諸条件の多様性への配慮の要請が生じることとなった。こうしてILO基準の適用における弾力性が主張されることになる。³⁾またILO基準が労働法の広い分野を網羅し、国際労働基準設定活動が今後も続けられると予想されるもとので、年とともにニーズや考え方が変わり、新しい時代に適応するための改変が必要となる。また物質的に高い保障と福祉への要求や自由、平等、参加

の要求を満たすために、新しい基準の設定が求められる（前掲『国際労働基準とILO』、402ページ）。第70回ILO総会の事務局長報告は、第1部で国際労働基準の在り方を取り上げるようになった。

- 1) 公的規制は、「一般に、国や地方公共団体が企業・国民の活動に対して特定の政策目的の実現のために関与・介入するものを指す。それは許認可等の手段による規制を典型とし、その他にも許認可等に付随して、あるいはそれとは別個に行われる規制的な行政指導や価格支持等の制度的な関与などがある」（前掲『規制緩和——新行革審提言——』、5～6ページ）。
- 2) もちろん国際労働基準は、ILO基準に限られない。たとえば結社の自由について、世界人権宣言（1948年）は「すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を結成し、及びこれに参加する権利を有する」（23条4項）と規定している。そのほかヨーロッパ人権条約（1950年）、ヨーロッパ社会憲章（1961年）にも、労働組合権についての言及がある。このように国際機関による基準設定については、ILOに限らずヨーロッパ理事会のように地域的な組織ないし機関によっても、地域の基準が設定されている。
- 3) 第10回アジア地域会議（1985年）で、ILO基準の適用に関する決議が採択された。この決議の中で、新しい基準のテーマを選定する場合に、つぎの点が考慮されるように主張されている。すなわち多数の労働者に影響を与える緊急課題の解決に役立つもの、ほかに関連基準のないもの、政労使3者間で十分な合意のあるもの、雇用創出に役立つ、社会的保護の促進が必要なもの、改正の必要なもの、について考慮が求められている（ILOニュース、no.342、1986年1月号）。

4. 産業合理化と労働組合

（1）労働者階級状態の規定要因

労働者階級状態は、階級関係のしたがってその再生産のもとにおける労働者状態としてとらえられるとともに、階級の生成・発展・消滅のもとにおける労働者の全歴史過程にかかわるものとしてとらえられる。

階級関係の再生産は、資本蓄積の内容である。したがって階級関係のもとでの労働者状態をとらえようとすれば、資本蓄積の現実的過程に規定される労働者の階級状態をとらえることになる。そこでまず連続する生産過程すなわち

再生産過程において労働者状態をとらえねばならない。そこでは剰余価値の分割も流通の問題も捨象される。なぜなら抽象的には、蓄積は直接生産過程の一契機だからであり、蓄積過程の機構の内的な営みを覆い隠すいっさいの現象を捨象する必要があるからである。

資本主義の再生産において、生産物の一部分が生産手段に転化することは他の社会におけると同様に再生産にとって不可欠なことである。資本主義的生産様式では、再生産は「ただ前貸価値を資本として、すなわち自己増殖価値として再生産するための一手段として現れるだけである」（前掲『資本論』第23巻第2分冊、737ページ）。生産物の大部分は、もともと生産的消費に向けられていて、おのずから個人的消費を排除するような現物形態で存在する。資本価値の周期的増加分としては、剰余価値は資本から生じる収入という形態を受け取る。この収入は、ただ消費財源として役立つ場合に、他の条件が変わらなければ単純再生産がおこなわれる。この単純再生産において、この過程にいくつかの新しい性格が与えられる。すなわち可変資本が資本家自身の財源から前貸しされる価値という意味を失い、「長短の期間の後には、どの資本をも必然的に蓄積された資本または資本化された剰余価値に転化させるのである」（同上書、742ページ）。貨幣の資本への転化は、商品生産と商品流通の存在のみではなく、一方に価値または貨幣の所有者ないし生産手段と生活手段との所有者、他方には価値を創造する実態の所有者ないしただ労働力だけの所有者が、互いに買い手と売り手として相対していなければならない。「労働生産物と労働そのものとの分離、客体的な労働条件と主体的な労働力との分離」（同上書、742ページ）は、はじめは資本主義的生産過程の基礎であり出発点でしかなかったものが、再生産によって資本主義的生産の特有な結果として絶えず繰り返して生産されて永久化される。すなわち「一方では生産過程は絶えず素材的富を資本に転化させ、資本家のための価値増殖手段と享楽手段に転化させる。他方ではこの過程から絶えず労働者が、そこに入ったときと同じ姿で——富の人的資源であるがこの富を自分のために実現するあらゆる手段を失っている姿で——出てくる。彼がこの過程にはいる前に、彼自身の労働彼自身から疎外され、資本家のものとさ

れ、資本に合体されているのだから、その労働はこの過程のなかで絶えず他人の生産物に対象化されるのである。生産過程は同時に資本家が労働力を消費する過程でもあるのだから、労働者の生産物は、絶えず商品に転化するだけではなく、資本に、すなわち価値を創造する力を搾取する価値に、人身を買う生活手段に、生産者を使用する生産手段に、転化するのである。それだから、労働者自身は絶えず客体的な富を、資本として、すなわち彼にとって外的な、彼を支配し搾取する力として、生産するのであり、そして資本家もまた絶えず労働力を、主体的な、それ自身を対象化し実現する手段から切り離された、抽象的な、労働者の単なる肉体のうちに存在する富の源泉として、生産するのであり、簡単に言えば労働者を賃金労働者として、生産するのである。このような、労働者の不断の再生産または永久化が、資本主義的生産の不可欠の条件なのである」（同上書、743ページ）。

労働者の行う消費には、資本の動力として価値増殖する生産的消費と労働者自身の生活機能をおこなう個人的消費とがある。ところがしばしば労働者は自分の個人的消費を生産過程のたんなる付随物にすることを強制されている。労働者の個人的消費のうちで労働者階級の永久化に必要な部分だけが生産的とみなされ、労働者が快樂のために消費する部分是不生産的だとされる。また労働者の個人的消費は、労働者自身にとっては不生産的であるが、資本家や国家にとっては生産的である。こうして「社会的立場から見れば、労働者階級は、直接的労働過程の外でも、生命のない労働用具と同じに資本の付随物である」（同上書、746ページ）。

「賃金労働者は見えない糸によって、その所有者につながれている。この賃金労働者の独立という外観は、個々の雇い主が絶えず替わることによって、また契約という擬制によって維持される」（同上書、747ページ）。資本家は、熟練労働者階級——労働者階級の再生産は、同時に、世代から世代への技能の伝達と累積を含んでいる——の存在を、自分の所有する生産条件の一つと見ている。こうして「資本主義的生産過程はそれ自身の進行によって労働力と労働条件との分離を再生産する」（同上書、752ページ）。

さて拡大された規模での資本主義的生産では、剰余価値の一部の資本への転化は、剰余価値生産物がすでに新たな資本の物的諸成分を含んでいることを前提にしている。これらの成分を資本として機能させるためには、資本家階級は労働の追加を必要とする。労働者階級は、自分の今年の剰余労働でつぎの年の追加労働を使用する資本をつくりだす、これが資本によって資本を生むといわれる内容である。この資本蓄積では、商品交換の法則にもとづく資本家と労働者の間の労働力の売買があり、その結果として剰余価値が生産される。つまり資本家と労働者の間の流通関係がもっている内容は、「所有は、今では、資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として現れ、労働者の側では彼自身の生産物を取得することの不可能として現れる。所有と労働の分離は、外観上両者の同一性から出発した一法則の必然的な帰結なのである」（同上書、760ページ）。

資本蓄積の規模は、資本と収入への剰余価値の分割比率を別にすれば、労働力の搾取度、労働の生産力、充用される資本と消費される資本との差額の増大、前貸資本の大きさに規定される。資本と収入への剰余価値の分割比率が与えられているとすれば、蓄積される資本の大きさは、剰余価値の絶対量によってきまる。すなわち蓄積の大きさは、剰余価値量を規定する諸事情によってきまる。剰余価値率は、労働力の搾取度によってきまるので、実際にはある限界のなかで、労働者の必要消費財源を資本の蓄積財源に転化させることもおきる。労働の搾取度は、労働時間の延長と労働密度の引き上げとによって高められる。労働の生産性が上昇する場合には、「労働者の低廉化、したがって剰余価値率の上昇が進むのであり、実質賃金が上がる場合にさえもそうなる。実質賃金はけっして労働力の生産性に比例して上がらない」（同上書、788ページ）。もちろん労働の生産力の発展は、生産過程にある資本にも、同じ労働量が生産物に移す古い資本価値を増加させるものとして反作用する。また資本が増大するにつれて、充用される資本と消費される資本との差額の増大がおきる。全体として充用されながら一部分ずつしか消費されない程度に応じて、過去の労働である労働手段が生きた労働につかまえられて活気付けられるときに無償の役立ちをす

る。この無償の役立ちは、蓄積の規模が大きくなるにつれて蓄積されていくが、それは資本家によれば過去の労働が資本に扮装することから資本の働きだとされる。また労働力の搾取度が与えられているとすれば、剰余価値量は搾取される労働者数によって規定される。この労働者数は、資本の大きさに対応しており、したがって「前貸し資本の増大につれて生産規模が拡大されればされるほど、生産のすべてのばねがますます精力的に働くのである」（同上書、794ページ）。

これまで労働者の階級の状態は、資本主義的生産過程の繰り返しのもとで資本に隷属した労働者、労働力と分離した労働条件、すなわち労働手段と労働対象、資本蓄積の規模を規定する諸事情において把握されることをみてきた。つぎに資本主義的蓄積の一般的法則との関連において、労働者の階級の状態を把握する必要がある。普通一般的には、この点が労働者の階級の状態を把握する場合の主な内容とされている。産業予備軍の累進的生産と相対的過剰人口の存在形態、資本主義的蓄積の敵対的な性格が、その主たる領域である。この限りの問題は、本稿ではこれ以上立ち入って説明することは割愛する。しかしここでは、蓄積の前提となる労働者の形成や、さらに資本主義的蓄積の歴史的傾向に含まれる労働者階級のそれ自体としての成熟としてとらえられた労働者の階級の状態の問題については、やや立ち入って考察しておこう。

労働者階級の形成と成熟の問題は、一つには本源的蓄積の内容における労働者状態である。貨幣や商品の資本への転化においては、非常に違った二つの種類の商品所有者が対面し接触しなければならない。この二つの種類の商品所有者の、「その一方に立つのは、貨幣や生産手段や生活手段の所有者であって、彼らにとっては自分もっている価値額を他人の労働力の買い入れによって増殖することこそが必要なのである。他方に立つのは、自由な労働者、つまり自分の労働力の売り手であり、したがってまた労働の売り手である」（同上書、934～935ページ）。資本家の発生は、労働者の隷属状態をその出発点とする。労働者が資本家に隷属するようになるのは、突然暴力的にその生活手段から引き離されて無保護なプロレタリアとして労働市場に投げ出されることによる。こ

の過程における強要された「浮浪民化と窮民化」、それらを『『自由意志による』犯罪者』として扱う法律が、この時期の労働者階級の状態を規定した。さらに労働力から分離した生産手段が資本として現れ、資本の増殖欲求に適合する軌道の内に賃金が保たれ、賃金や労働にかんする諸条件を改善するための組織的集団的な労働者の抵抗と要求が法律で否定されるもとの、資本主義成立期の労働者の状態が規定された。

二つには資本の本源的蓄積すなわち資本の歴史的生成が、ただ直接生産者の収奪、自分の労働にもとづく私有の解消でしかないという問題である。「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、したがってまた資本主義的私有も、自分の労働にもとづく個人的な私有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産は、一つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。それは否定の否定である。この否定は、私有を再建しはしないが、しかし、資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有をつくりだす」（同上書、995ページ）。この否定の否定の過程は、資本独占の形成であり、「それとともに開花しそれのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手段の集中も労働の社会化も、それはその資本主義的な外皮とは調和できなくなる一点に到達する。そこで外皮は爆破される。資本主義的私有の最後を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される」（同上書、995ページ）。資本の集中、資本独占への転化過程の「いっさいの利益を横領し独占する大資本家の数が絶えず減って行くのにつれて、貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取はますます増大してゆくが、しかしまた、絶えず膨張しながら資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合される労働者階級の反抗もまた増大してゆく」（同上書、995ページ）。

三つには、産業資本の成立は、15世紀末の諸大発見がつくりだした新たな世界市場の要求によって、「国家権力、すなわち社会の集中され組織された暴力を利用して、封建的生産様式から資本主義的生産様式への転化過程を温室的に促進して過渡期を短縮しようとする」（同上書、980ページ）ことにかかわる問題である。産業資本の成立にあたって、残虐きわまりない暴力による契機に規定されて、労働者の階級として形成される過程での状態が規定されるのである。

- 1) 産業予備軍の累進的生産について、論争がある。ここでは触れないが、重田澄男氏の論稿は重要な提起をしている（重田澄男「誤解された批評家——オープンハイマー——」, 静岡大学『法経研究』, 第37巻1号）。

（2）現代資本主義の危機と労働運動

現代資本主義そのものの解明あるいはその危機それ自体の検討は、本稿の直接の課題ではない。ここでの問題は、現代資本主義においては労働者階級の状態を規定する諸要因が、制度化された中のことである。すなわち労働者保護立法にもとづく制度化された労働者保護のもとにある労働者の状態である。労働運動は、こうした労働者階級状態の一部分の問題として把握される必要がある。

そこで現代資本主義の危機における労働運動の分析課題は、労働者保護となる労働市場にたいする公的規制とその規制緩和、再規制——資本蓄積の構造変化によって生じ、またそれを促進する——により「改革」される労働制度とかわる限りの労働運動の分析である。「改革」される労働制度としては、労使関係制度と社会保障制度が軸をなす。労使関係制度と社会保障制度が軸をなす労働制度の「改革」は、積極的労働力政策の展開すなわち労働力移動と構造的雇用の創出のための規制緩和と再規制とによって、完全雇用の内容を改めて変更させることになる。その結果として、完全失業の目標失業率の上昇と多様な雇用就業形態の承認による不安定雇用の増加が発生する。

まず個別的労働関係における労働組合の機能をとりあげることにしよう。

労使関係制度の「改革」は、その熟練性ないし職務遂行能力を基礎にして成立した自立ないし半自立の労働組織性を失った職場において成立する錯綜した労働関係を、分断した労働市場として労働契約関係の類型化によって把握することを基礎にしている。分断した労働市場を内包するこのような複合的職場では、職場労使関係は自主的グループの活動——その多くは資本の側によって組織される——を軸にし、労働組合の関与・介入は極力排除される。職場からの労働組合のこのような排除は、生産の自動化が進むもとで生産システムへの労働者の埋没（実質的包摂）を進め、労働条件はマシン・マシン・システムのも

とで生産システムの効率性に従属してしまふ。したがって労働者にとっては、労働力から生産手段が分離していることで労働者を資本に隷属させている以上は、労働市場における商品所有者として当事者間で約束された内容を職場で保証することが、いっそう重要性を増すことになる。そこで労働組合の排除のために用意された労働関係における労働契約関係の重視は、生産システムに埋没した筈の労働者にたいし、かえって個人としての発言権を認めざるをえないことに根拠を与えることになった。市民的権利にもとづくこの個人としての発言権は、職務の連鎖によって成り立つ職場において労働者の自律的グループの組織化と不可分のものである。この労働組織の自律性において、職場における労働者の発言が搾取率の制限に及ぶとき、職場労使関係は資本や政府にとって意図されたものとは違ったものになる。労働時間と労働強度などの労働の諸条件は、労働力の消費の条件とされる限り、労働市場における労働契約条件で制約するしかない。この契約条件は、直接的には契約当事者の間の交渉で決まるものである。労使の団体による自主交渉・自主決定されるものは、労働協約の拡張によって労働基準の法的最低基準の決定と運用である。こうして決定され運用される法的最低基準と職場における労働の実態との間に生じる段差が、労働組合の労使関係制度のもとでの機能にたいする批判を呼び起こさずにはいない。その意味では、職場における労働条件の点検は極めて重要な運動上の課題となる。しかしこのような労使関係のもとでの労働組合の機能すなわち個別的労働関係にたいし中立であるということの上で成り立つ機能は、そのまま労働組合運動の歴史的役割を示すものではない。そこで労働組合運動の役割は、労働者階級状態のなかでのしたがって資本主義的蓄積の歴史的傾向のもとでとらえられねばならないという意味が復活する。

職場において、労働条件の点検に加わり労働者の発言に加担し援助・指導することを、労働組合はその機能の一つとして回復する必要がある。労働組合が職場労使関係に関与・介入するためには、労働基準の法的最低基準を越える基準の実現をはかることである。その意味で労働条件に関する労働協約や労使協定の締結の内容が重要になってくる。¹⁾また労働条件をめぐるトラブルが発生し

た場合に、その紛争の解決に労働組合が関与し、解決すること、いわゆる職場労使関係のルールの中に労働組合が果たす役割が与えられることが重要になる。職場における労働組合は、個別的労働関係における労働条件に限らず、職場の労働関係全体に対する関与・介入がなされる所に重要な意味がある。まさにこの点で資本の側がいう「生産阻害」と労働者の側が求める労働者保護との対抗が発生する。

つぎに団体的労働関係における労働組合の機能であるが、ここでの機能は労働協約の拡張に集約される。

労働協約の拡張機能は、労働基準の決定にたいし二様に作用する。締結された協約の内容によって、積極的意味をもったり消極的意味をもつことになる。労働基準の法的最低基準をこえる協約内容ないし運用を含む場合には、積極的な意味をもつ。逆に運用によって法定基準の規制を緩和する内容を含むとしたら、それは消極的というよりマイナスの意味しかもたない。またこの労働協約の拡張は、協約の法的効力の及ぶ範囲が拡張するのみならず、その拡張を担保にするために新たに立法措置が講じられるとしたら、その積極的あるいは消極的意味は拡大される。新たに立法措置が講じられるような労働協約の締結は、政府を含む協議ないし労使協議を政府が承認するという手順を前提としている。このように積極的あるいは消極的意味のいずれであれ、政・労・使の交渉によって合意された内容が新たに立法化される場合の内容を規定することは、議会民主主義にたいし一つの挑戦となる。²⁾

労働組合は、そのほかに審議会への参加をとおして、法律行為に加わることもある。労働組合のこうした機能は、時にはネオ・コーポラティズムといわれる事態をもたらす。政府自体が労使関係を積極的に利用しようとするのがあり、そのために労使関係制度を国家機構の下に包摂する必要が生じる。この場合ただ包摂されることに意味があるのではない。個別的労働関係から切り離された団体的労働関係、職場から撤退を前提にした労働組合の政策・制度要求を条件として、ネオ・コーポラティズムのものと労働組合として機能するようになる。

ところでネオ・コーポラティズム形成に一翼を担う労働組合は、組織的には全国組織であるとともに、全産業的組織であることを求められる。全国的組織であるということについて、いわゆる企業別組合に組織化されている我が国の労働組合においては、労働協約の締結主体が上部組織のみおよび当該組織と上部組織の双方である協約をもつ組織は約4割である³⁾。したがって産業ごとの若干の違いを含みながらも、全体としてはなお全国的組織としての実態は弱いものと言わねばならないであろう。こうした実態のもとではあるが、全産業組織化、全国組織化の動きがみられる。1987年11月20日、全民労協は全民労連（全日本民間労働組合連合会・略称「連合」）へ移行し、この中央組織の発足とともに、同盟や中立労連は解散する。総評もまた1990年には、官公労を含む「全的統一」を実現して組織を解散するという方針をだしている。全民労連の綱領的文書「進路と役割」（1986年2月）は、「反共主義」、「労使協調」、「国際自由労連への一括加盟」をうたっている。全民労連の結成は、政府・財界の労働組合にたいする懐柔と分断のもとで進んだ。「これまでの右翼的再編は、主として右翼的労組幹部が個別の民間巨大企業とむすび、労働者への搾取と抑圧に協力する面がまだつよかった。だが、ナショナルセンターとしての全民労連の発足はこれとは段階を異にする。それは、対米従属の日本独占資本主義の軍国主義・帝国主義復活・強化の新しい段階、すなわちすでにみてきた「二一世紀戦略」を促進する社会的基盤としての役割を果たそうとするものである。この労働運動の右翼的再編が、反共『野党』連合の『取り込み』とともに、戦前の『翼賛政治』、『産業報国会』体制をつくろうとするものだ、といわれる根拠がここにある。」（『戸木田嘉久著作集』第1巻日本の労働組合運動、1988年、21ページ）

全民労連の運動方針は、「総合生活の改善・向上」を主張している。しかしその内容は、「欧米なみの賃金から欧米なみの生活へ」ということで、賃金水準は「円高」で名目上世界の最高水準に到達したというのであれば、賃金引き上げの自粛、さらに労働時間の長いことと食料、土地、住宅、教育などの購買力、したがってそれらの価格が問題にされることになる。そこでの賃金は、労働力の価格として、食料、土地、住宅、教育などととも、価格体系のなかで

相対化される。また労働時間すらもが、賃金とトレードオフの関係におかれて、価格体系の中に相対化される。価格体系の中に相対化された賃金は、剰余価値ないし利潤に対比された賃金水準としての意味を後退させる。賃金は、労働力の再生産費として、生活の内容を規定するが、そのことに問題があるのではない。問題は、商品交換の法則にもとづく資本家と労働者との間の労働力売買、その結果として剰余価値が生産されるところにある。この資本主義的生産過程の展開は、労働力と生産手段の分離を前提し、労働力の市場価格とは別に資本による労働力の消費において、労働時間の延長や労働密度の引き上げがなされる。つまり賃金の問題では、労働力の消費過程こそが重要である。というのは、労働力の搾取度が、実際にはある限界のなかで、労働者の必要消費財源を資本の蓄積財源に転化することもおきるからである。また労働の生産性が上昇する場合に、労働者の低廉化したがって剰余価値率が上昇し、実質賃金が増える場合にもそうなる。これらのことは、労働力再生産費としての賃金が、資本蓄積に規定されることを示したものである。資本蓄積から切り離してとらえられた賃金、すなわち流通市場でとらえられた賃金は、資本主義の賃金を規定する法則とは無縁のものである。

また全民労連の運動方針は、「総合生活の改善」を目指す政策・制度課題を掲げている。しかしこの課題は、「議会対策、世論喚起」、「国民各層、各界との合意形成」に力点がおかれている。「国民各層、各界との合意形成」による政策・制度課題の実現は、全民労連と議会における党派とのつながりとその路線からすれば、合意の内容がそのまま立法化され制度化される可能性が高い。問題は、議会の外で「合意形成」がなされ、しかもこの「合意形成」において当事者となる全民労連の代表性にある。政府・独占資本の懐柔と分断のもとで設立されたということからすれば全民労連は、労働者階級を代表する労働者の全国組織とされうるか否かに疑問を残す。しかしまたその代表性を確保するために、思想・信条によって一部の労働者を排除するとしたら、そしてそのような組織によって「合意形成」が進められるとしたら、それこそまさにネオ・コーポラティズムといわれるべきであろう。

以上資本蓄積に規定された労働者階級状態のなかで労働組合運動をとらえてきた。労働力と生産手段が分離し、労働者の必要消費財源が蓄積財源に転化され労働者の低廉化がおきるもとでは、就業者、予備軍を含めて労働組合の闘争領域は、労働基準および生活基準の全領域にわたる。しかも基準は、法的最低基準の保障制度の確立に向かわしめることから、労働組合運動は社会的、政治的な運動の拡張をもたらす。労働組合運動は、こうして労働運動へと展開し、さらに労働組合運動は社会諸運動の一環として組み込まれることになる。労働組合運動が社会諸運動の一環として組み込まれ、社会諸運動が総括されるためには、統一戦線綱領と恒常的な共闘組織および統一戦線政府の政権構想を必要とする。なお労働組合運動は、こうした運動の発展において、資本機能を制限し資本蓄積を制約する限りで、価値法則の貫徹を制肘する。資本機能を制限し資本蓄積を制約するこの運動の発展は、価値法則が剰余価値生産を媒介にして貫徹し、商品生産の所有法則が資本主義的取得法則に転回することを制約する限りにおいて、価値法則の貫徹を制肘する。こうしたことにおいて、資本主義の危機における労働組合運動の歴史的内容が示される。

- 1) 労働協約のうち賃金条項をもつ協約は、71.3%である。その主たる内容は、賃金の控除、賃金の支払い方法、昇給、賃金構成、賞与等である（中央労働委員会事務局【労働協約調査】、労委協会、1981年、82ページ）。
- 2) 成立した法案提出の圧倒的な大部分は、政府提出によるものである。だからといって政・労・使の合意が政府提案となることを、そのままよしとする訳にはいかない。問題は、議会と行政府と司法とのあいだの分権関係の在り方によるし、また議会の果たす役割によって議会制民主主義の内容は規定される。
- 3) 労働協約を締結している労働組合は、全産業で91.7%である。締結の割合は、組合員数規模および企業規模の大きいほど、高くなっている。当該組合のみを締結主体とするものは、全産業で52.6%、製造業では65.4%に達している。電気ガス熱供給水道業では20.1%、金融保険業不動産業で38.7%と低く、それだけ上部組織の協約締結のみとするものおよび当該組織と上部組織の双方の協約をもつものの割合が高くなっている（労働省「労働協約実態調査」、労働省【労働統計要覧】1988年版）。

（３） 現段階の産業合理化と労働運動

産業合理化が超過搾取の体系である限り、資本蓄積に必然する産業予備軍の累積的増加は当然のこととして進行する。それは、資本蓄積の規模にとって、労働力の搾取度が規定要因の一つだからである。また産業合理化は、労働時間の延長や労働密度の引き上げにおいて資本の生産性を高め、蓄積の規模を拡大することによって、この累進的増加を促進する¹⁾。

産業合理化による産業予備軍の累増は、かならずしも完全失業者の増加として現れる訳ではない。半失業者の増加をとまなうところに重要な意味がある。とくに完全雇用を標榜し、雇用保障政策がとられるところでは、半失業者が増加する。解雇にたいして解雇反対の闘争は、労働者階級の要求としては雇用保障に向かう。この雇用保障の要求は、解雇規制、失業保険、労災保険、職業訓練、公共事業雇用の創出、法定雇用率等の雇用保障の制度化を内容とする。しかし現実の雇用保障は、積極的労働力政策により、さらに労働市場の「柔軟化」のための公的規制緩和によって、大きく影響されてその内容は不安定雇用の増大を結果している。産業合理化は、労働力の定着と流動を大規模に進める。こうした資本の動きにたいし、労働力政策は、この労働力の定着と流動を整序するものでしかない。1960年代の中頃から先進資本主義諸国で展開した積極的労働力政策は、労働力移動の促進を目的としており、移動促進のために、職業紹介と職業訓練が強化される。また労働力移動は、一方で長期勤続の基幹労働力と流動的な縁辺労働力との労働市場の分断を内包しておこなわれるし、他方で、派遣、下請、パート等による労働関係の錯綜する複合的職場を形成しつつおこなわれる。労働市場の分断や労働関係の錯綜する複合的職場の形成は、労働関係の構造化による労働基準の希釈化の進行にほかならない。この労働関係の構造化による労働基準の希釈化を防ぎ妨げるには、労働契約関係にたいする制肘と労働の諸条件にかんする労働協約の締結と拡張とが必要である。なお労働組合による労働契約関係にたいする制肘は、要員管理の労働者統制を含む雇用保障協定の締結を必要とする。多様な雇用就業形態を規制し制限することと労働の諸条件の格差を防止し是正することが、労働関係の構造化による労働基

準の希釈化を防ぎ妨げることになる。

労働基準の希釈化を防ぎ妨げることにとって、最低賃金の規制が重要性を増す。最低賃金の規制については、全国、全産業にわたる最低賃金は法律による最低基準規制が、その効力からして望ましい。最低賃金の法的最低基準は、日額であることが必要である。日額最低賃金保障は、労働日²⁾と一体のものとして扱われなければならない。こうした内容において、最低賃金の規制は、労働基準にかかわるのである。しかしながら最低賃金の地域格差を求める資本の新自由主義の経済政策は、いわゆる「産業空洞化」、生産拠点の海外展開の進行とともに、一国内ではその意味を減じることになる。

また労働時間の延長や労働密度の引き上げにおいて労働の生産力を高める産業合理化においては、労働の生産力が高められるほどには上がらないにしても、実質賃金の上昇が起きることもある。したがって産業合理化においては、労働者にとって賃金の上昇、実質賃金の引き上げがあっても当然のことである。ここでは労働の生産力の上昇が少なくとも同程度に引き上げられることなしには、本来的な賃金の上昇とはいえない。しかしこのような賃金の本来的な上昇は、資本蓄積の規模を制約するものとなり、こうした賃金の一般的上昇を結果することにおいて、賃金をめぐる交渉は、剰余価値率の統制となり、そこでは階級闘争としての性格を付与されることになる。

職場における労働基準の維持・改善は、産業合理化が蓄積規模の拡大であるがゆえに、労使間の極めて重要な交渉課題となる。労働力と労働条件したがって生産手段とが分離させられているもどで、職場でこの労働条件にたいし発言することは、労働者にとって重要である³⁾。資本蓄積の規模に直接かかわる労働の諸条件にたいする発言は、労働者個人の労働契約関係にもとづく市民的権利の発言で足りるものではない。資本による労働の諸条件の一方的設定を制肘しようとするれば、その労働者は抑圧される。こうして職場における労働者にとって自由、それは労働契約関係からすれば当然の主張である筈のものが、あらためて声高く叫ばねばならなくなる。職場で労働者の集団的意思の表明が認められるために、そこでの自由と民主主義は不可欠のものである。

資本蓄積は、労働者の必要消費財源すら蓄積財源に転化する。こうして労働者の生活基準の低下がおきる。すなわち実質賃金が上昇しても、労働力の低廉化はおきる。労働者階級の生活は、労働力の価格それ自体とともにひろく労働の諸条件に規定される側面を看過してはならない。したがって生活基準は、労働基準の保障とともにひろく生活基準の保障措置を必要とする。この生活基準は、労働の対価として支払われる直接賃金⁴⁾はもとより社会的再配分機構を通して支払われる間接賃金⁵⁾の双方によって保障されるべきものである。産業合理化が労働の諸条件に与える影響からして、直接賃金の果たす役割はますます重要となるが、労働者階級にとって必要生活財源の確保は、直接賃金にたいする闘争のみでは不十分となる。すなわち間接賃金を含めて、総ての搾取の領域にわたる闘争に取り組む必要がある（前掲『国家独占資本主義』上、280～281ページ）。

ところで今日の産業合理化は、経済的には蓄積構造の転換すなわち資本減価のための蓄積規模の拡大であり、政治的には国際的協調・相互依存と国内における公的規制緩和を特徴とする。この国際的協調・相互依存と公的規制緩和は、たとえば為替戦争の防止と為替の安定のための協調介入、労働市場の「柔軟性」回復のための規制緩和として現れる。

1973年の第一次石油危機にともなう世界同時不況をきっかけに、1979年のOECD閣僚理事会は積極的調整政策の検討開始を決議した。この積極的調整政策は、産業構造の変化にともなう産業調整のもとで成長可能性のある産業を伸ばし衰退産業への介入・援助をさしひかえ、それが経済成長を高め雇用を拡大するという。このような産業調整や構造変化を円滑に促進するための労働市場政策として、労働市場の「柔軟性」回復が課題化された。積極的調整政策は、いまや先進資本主義諸国の共通の政策課題となり、我が国においても、新・旧前川レポートは、経済摩擦対策として、経済構造調整策の積極的な展開を提案している。この経済構造調整は、産業構造の高度化（知識集約化）を狙いとしているが、その結果するところは、産業「空洞化」でありホード主義的蓄積が崩壊するもと、それに対応する蓄積方式としての経済の「情報化」・「サービス化」というもとの過剰資金による利子稼ぎすなわち寄生化である。経済構造

調整にたいし、労働組合は、その結果にたいして抵抗し要求することのみに終わることはできない。経済構造調整政策そのものに、抵抗する必要がある。それというのも国際的な多角的協力・相互依存が、実は反労働者的であるからである。資本主義世界の多角的協力・相互依存は、アメリカを軸とする政治的・軍事的同盟を支える経済的協調関係にはかならない。またこの経済的協調関係は、協調介入による為替相場の「安定」にしても、「円高」は国際競争力を維持することを理由に産業合理化を、「円安」は海外要因によるインフレとそれを懸念した金融引き締めによる景気後退がもたらす事業縮小と、いずれにしても労働者階級への深刻な影響はまぬがれない。また多角的協力・相互依存は、各国の経済政策にたいする相互監視のもとで独自の経済政策を制約している。とくに自由主義貿易にたいし新保護主義の台頭が経済摩擦を激化させ、それが市場開放ひいては市場構造の改革に向けて、政策を拘束する。多角的協力・相互依存の経済政策が、労働者階級に与える深刻な影響に抵抗して、労働運動が政策転換を要求するとしたら、反労働者的な多角的協力・相互依存からの転換を求めなければならない。この転換は、政治的・軍事的な帝国主義同盟からの離脱なしにはありえない。それゆえに、この転換の労働運動は、政治的展望をもたなくてはならない。「現代の『合理化』が国家独占資本主義の諸政策によって裏付けられている以上、たんに『合理化』に反対し、労働条件上の積極的要求を対置するだけでなく、労働組合としても、政策的問題を提起してたたかわざるをえなくなっているし、むしろ積極的に政策課題を提起していく必要があると考える。ただ、ここでも問題なのは、かかる政策課題を解決しうる政治的展望を明確にしないまま、政策転換の闘争をすすめるというのでは不十分だと考える」（前掲『戸木田嘉久著作集』第1巻、80～81ページ）という指摘がなされるのも、当然である。

- 1) 産業合理化は、社会総資本からすれば資本蓄積としては規模拡大より規模縮小とみることが事実合う。それは、危機における資本蓄積構造の転換こそが、産業合理化の狙いといえるからである。しかし蓄積構造の転換は、一方で資本増加・規模拡大、他方で資本廃棄・規模縮小が進められるものであり、そのいずれをも進めることは蓄積規模の拡大なしには、不可能である。産業合理化が資本減価、

- 価値廃棄を含んでいることにおいて、資本蓄積の規模拡大を前提としている。したがって産業合理化は、資本蓄積の規模拡大として分析されうる。
- 2) 労働時間と労働日とは、区別されなければならない。労働日には、昼夜の区別が含まれており、夜業にたいしては、賃金の割増し支払いが必要だということが含まれている。
 - 3) 産業合理化に反対して闘うだけでなく、賃金・労働条件について「積極的要求」を対置することは意義あるにしても、産業合理化との対決を曖昧にするのであれば、条件闘争に転落する（前掲『戸木田嘉久著作集』第1巻，79，80ページ）。
 - 4) 労働力の価値が、労働の対価として支払われる賃金形態すなわち直接賃金においては、基本的には時間賃金ないし出来高賃金の形態で支払われる。したがって直接賃金では、支払い形態において労働条件が一定程度反映している。
 - 5) 間接賃金が社会的再配分機構によって支払われた賃金だとすれば、社会保障給付は間接賃金ということになる。社会保障給付をあえて間接賃金というふ理由は、直接賃金が諸控除によって労働力の維持と回復に役立っていないことと、賃金を可変資本の今日的構造によって把握しようとするところにある。可変資本の構造は賃金要素と一部重複する非賃金要素とからなる（前掲『国家独占資本主義』上，280ページ）。

5. 結 語

1980年代に入って、資本主義の労働制度に大きな変化が生じつつある。この変化は、いわゆる現代資本主義の危機への政府・独占資本の対応を表現するものである。この労働制度のうえに起きつつある変化は、第二次大戦後の先進資本主義諸国の労働制度との間に基本的な差異を認められる。しかし制度的組成からみれば、第二次大戦後の先進資本主義諸国の労働制度に一定の改革を加えたものに過ぎないが、その機能の変化は大きい。したがってこの「改革」された労働制度の分析は、それまでの労働制度分析の手法によっては解明されず、新たな分析の手法を開発する必要がある。

「改革」された労働制度の分析手法の開発にあたって、産業合理化と労働制度「改革」との関連が意識された。その関連は、現代資本主義の危機を表現す

るものであった。

産業合理化は、世界市場をめぐる資本主義諸国の「多角的協力」・「相互依存」の枠内での経済摩擦の激化、貿易の自由主義と新保護主義との対抗のもとで展開している。また産業合理化の解明は、産業合理化が社会的総資本のレベルの問題であるがゆえに、国家の問題を欠かすことができない。そこでは国家は、一方で「多角的協力」・「相互依存」のもとで国家主権が制限され、市場原理の貫徹のための経済政策の国際的相互監視のもと公的規制緩和を進める。他方で国家は、行政権限の強化による経済システムと国家との一体化のもとでの抑圧・強制機構を強化する。産業合理化を促進するための国家の役割は、直接的には労働市場の「柔軟化」を目的とする公的規制緩和であるとともに、これまでに獲得した労働者権利を相互譲歩の団体交渉によって縮減する権利抑圧、したがってそうした内容において労働制度の「改革」である。さらにこの制度「改革」は、ネオ・コーポラティズムへの転回につながるかなで、職場における自由と民主主義の問題の重要性を提起する。

また産業合理化が労働者階級に与える影響は、資本蓄積とのかかわりで把握する必要がある。経済構造調整として展開する産業合理化は、資本の一方での拡大と他方での減価による蓄積構造の変化にはかならない。こうした蓄積構造の変化は、蓄積規模の拡大つまり剰余価値量の増大を必要とする。したがって蓄積規模の拡大を規定する諸要因が、賃金の一般的変動として労働条件を規定し、またこの蓄積の諸要因が労働者の生活をも規定する。それとともに資本主義的蓄積過程が、労働者階級の主体的成熟をもたらす。さらに産業合理化が労働者階級に与える影響を資本蓄積とのかかわりで把握することは、一つには賃金、労働条件が資本蓄積に規定されることの把握を意味する。そうした理解は、労働力の市場価格としてのみ賃金をとらえることにたいする批判となる。二つには労働者階級の状態をエンゲルスの「イギリスにおける労働者階級の状態」に依拠することとマルクスの「資本論」との関係を明らかにすることを可能にする。このことは、労働者が労働条件つまり生産手段から分離させられていることに貧困が起因すること、階級関係が再生産されることと、直接の生産者で

ある労働者階級がその生産における疎外から回復、すなわち個人的所有を回復する過程において、変革主体として成熟する過程との間の論理的な関係を鮮明にする。こうした論理的関連を鮮明にすることは、窮乏化待望論を克服する必要な論理の手順である。

労働制度「改革」のもとで、制度にかかわって労働組合の機能を問題にすること自体の必要性も否定できない。しかしそれだけでは、労働組合運動の将来の出口はなくなる。資本蓄積の進行が、労働制度のもとで労働問題の課題と現実的基盤を顕在化してくることを明らかにすることこそ最も重要な理論課題である。

以上は、本稿で明らかにしてきたこと、あるいは意図したことの概括である。また本稿の課題が、労働制度の理論枠組みを明らかにすることであったことから、具体的な問題の展開はできなかった。また具体的展開とかかわって今後明らかにしなければならない課題も残している。

残された課題の一つは、職場の分析である。職場を労働関係から把握すれば、職場は正規の労働者はもとより下請け労働者、派遣労働者、パートタイマーなど雇用関係と使用関係とが分離した非典型、非正規の労働関係の当事者であるものなどをもって構成される。このように職場は、複雑で錯綜した複合的職場を形成している。この複合的職場の構造は、労働市場を基幹労働力と縁辺労働力に分断されているということでは、把握し尽くせないものがそこにはある。すなわち複合的職場の構造は、労働市場の構造的のみではとらえきれないということである。複雑な労働関係を例外的、一時的とせず、非正規、非典型の労働関係として法認する場合は、労働市場の構造的とともに労働関係の構造的をも含めて、把握される必要がある。いずれにしてもME化とともに促進される職場の構造変化を、構造的に複雑な労働関係にある労働者を一つの労働組織として構成する職場として、実体的に解明する必要がある。また職場は、原価管理の視点からみれば、原価部門として機械と労働者とのかわりにおいて、職場を構成するといえる。すなわち価値視点からの職場の把握についても、立ち入った分析の課題がある。工場の自動化は、原価管理にも新たな問題を投げ

掛ける。そこには原価部門の設定それ自体の問題とともに、配賦基準の問題がある。このような原価管理上の問題が示す職場の構造的内容の検討も、必要であらう。

二つには、工場の自動化について、原・材料にたいする機械・労働者の関係すなわちマン・マシン・システムからマシン・マシン・システムへの展開にかかわって、労働の変化が解明されなければならない。この労働の変化は、具体的・有用労働および抽象的・一般的労働の両側面にかんして明らかにしなければならない。そこでは熟練・不熟練、複雑・単純労働、労働密度、労働の生産力などが検討されることも必要である。それとともに、仕事、職務としてまたそれらの連鎖としての構成などを解明する必要がある。

三つには、制度・政策要求についてである。これらの要求が実現されて行く過程によって、あるときはネオ・コーポラティズムになるし、またある場合には労使関係制度から逸脱したものともなる。労使関係制度から逸脱した制度・政策闘争は、労資の力関係にしたがって労働運動の発展・展開にかかわるが、この運動の発展・展開の道筋を、資本蓄積と関連して法則的なものとして明らかにすることである。

そのほか残された問題は少なくないであらう。問題は、事態の解明とともにさらに鮮明になるであらう。いまは、紙幅のこともあるが、実態の分析の不足もあって、基本的枠組みにかかわる問題に止どめざるをえない。